公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく競争入札に係る情報の公表(公共工事) 及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式2-1

(令和6年9月)

									(令和 b 年 9 月)						
公共工事の名称、場 所、期間及び種別	契約担当官等の氏名 並びにその所属する 部局の名称及び所在 地	切めた締結した口	契約の相手方の商号 又は名称、住所		一般競争入札・指名 競争入札の別(総合 評価の実施)	予定価格	契約金額	落札率	公益法人の場合			備考			
契約実績なし															

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

⁽注) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(公共工事) 及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式2-2

(令和6年9月)

									(1)和0年3.				
公共工事の名称、場 新期間及び種別	契約担当官等の氏名並び にその所属する部局の名 称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又 は名称、住所	法人番号	随意契約によることとし た会計法令の根拠条文及 び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	沒 村 ※	再就職の 役員の数	公益法人の区分	公益法人の場合 国所管、都道府 県所管の区分	応札・応募者数	備考
454 mm - 3-1		令和6年9月12日	株式会社岡田電気 大阪市東成区東今里2- 11-30	4120001011955	会計法第29条の3第5項「契約にかかる予 定価格が少額である場合その他数令で定 める場合においては、第1項及び第3項の 規定にかかわらず、数令の定めるところ により、指名裁争に付し又は職差契約に よることができる。」、予算支票及び会 計令第99条第2項「予定価格が250万円を 超えない工事又は製造をさせるとき。」	¥1,380,307	¥930,600	67.4%	-				

[※]公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

⁽注) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

(令和6年9月)

										(令相 6 年 9 月 <i>)</i>						
物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名 並びにその所属する 部局の名称及び所在 地	ががを発生した日	契約の相手方の商号 又は名称、住所		一般競争入札・指名 競争入札の別(総合 評価の実施)	予定価格	契約金額	落札率	W** LOFA	公益法人の場合 国所管、都道府 県所管の区分	応札・応募者数	備考				
契約実績なし																

[※]公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

⁽注) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

(令和6年9月)

		(1)410 (1)71)											
物品役務等の名称及び 数量	契約担当官等の氏名並び にその所属する部局の名 称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称、住所		随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数				備考
										公益法人の区分	県所管の区分	応札・応募者数	
複合機用カートリッジ 類の購入について(総 務課・雇均室)		令和6年9月20日	富士フィルムビジネス イノベーションジャパ ン株式会社京都支社 京都市中京区三条通烏 丸西入御倉町85-1	1011101015050	契約の目的物が代替性のない特定の位置、構造又は性質のものであり、競争を許さず、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。	¥2,100,197	¥2,100,197	100.0%	-		NOTE VE		

[※]公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

⁽注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。